

No.	区分	ご質問	回答
1	申請手続	検査実施前に交付申請することは可能か。	できません。本事業は受検後の申請手続となります。
2	申請手続	受検した個人が申請することは可能か。	できません。本事業は対象施設等の運営上での不安解消等を目的とした事業であるため、申請者(補助対象者)は対象施設等としております。受検は職員または利用者の方ですが、検査費用を対象施設等で負担したうえで、対象施設等を運営する法人より申請していただく必要があります。
3	申請手続	添付書類は何を付ければよいのか。	受検者一覧と医療機関等からの領収書(領収日付、検査種別、単価、検査件数が記載されているもの)の写しを添付してください。領収書で明細等が記載されていない場合は、検査にかかるパンフレットの写しやホームページ画面を印刷したもの等の補足書類をご提出ください。なお、医療機関等からの領収書が受検した個人の名前等になっており、対象施設等で負担したことが分からない場合は、対象施設から受検者へ費用負担した際の領収書等を別に添付してください。
4	申請手続	申請から振込までどれくらいの期間がかかるのか。	申請受理日から概ね1ヶ月後を目途にお支払いする予定です。ただし、申請件数の増加等により時間が要することがございますので、予めご了承ください。
5	申請手続	押印は必要か。	申請者欄にご記名またはご署名いただければ、押印は必要ありません。なお、押印(代表者印)することを妨げるものではありません。
6	申請手続	障害福祉サービスにも同じ趣旨の補助金があるが、介護と障害を一体的に実施している場合、どちらに申請すれば良いか。	介護と障害を一体的に実施している場合(例:訪問介護<介護>と居宅介護<障害>)、感染者が介護と障害どちらか一方に属するのであれば、そちらにご申請いただき、介護と障害いずれにも該当する場合は、どちらか一方を選択、もしくは両方に申請することができます。ただし、一の検査を重複して申請は出来ませんので、ご注意ください。なお、共生型の指定を受けて実施している場合、原則本事業所を所管している方を優先してご申請ください。
7	申請手続	令和3年度に支出した検査費用について、令和4年3月31日までに申請が間に合わなかった分について、令和4年度での申請が可能か。	交付要綱改正(令和4年6月17日施行)により、令和3年度に支出した検査費用についても、申請期限を令和5年3月31日までとしました。そのため、令和3年度に発生した検査費用で令和4年3月31日までに申請が間に合わなかった分について、令和4年度での申請は可能です。なお、令和4年度に支出した検査費用も令和5年3月31日が申請期限です。 (R4.6.17追加)
8	対象経費	行政検査とは。	医師や保健センター等の判断により、濃厚接触者等、感染が疑われる者に対する検査を指します。行政検査の対象者は、原則、濃厚接触者(本人無症状であっても対象)または新型コロナウイルス感染症にかかっていると医師が疑うに足りる正当な理由のある者(疑似症患者)です。

No.	区分	ご質問	回答
9	対象経費	抗原定量検査とは。	抗原定量検査を含め、検査方法等の概要については、厚生労働省HPにてご確認ください。（「厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に関する検査について」で検索。） なお、本事業では、抗原定量検査は職員及び利用者いずれも対象者となりますが、抗原定性検査は一定の条件に該当する職員のみが対象です。（一定の条件については、No.10を参照。）
10	対象経費	抗原定性検査は対象となるのか。	令和4年1月14日以降に実施した検査については、対象となる場合があります。 厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」または「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」に基づき、「濃厚接触者となった対象施設等の職員が、無症状のため通常の待機期間を待たずに職場復帰する際に抗原定性検査キット(薬事承認を受けたものを必ず使用すること。)により検査を実施した場合」は、復帰日当日及びその前日に実施した2回分の検査費用を、本事業においても補助対象とします。
11	対象経費	「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」と「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」の違いは。	いずれの事務連絡も、濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施についての取り扱いを示したものです。 先に発出されたのが「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」であり、オミクロン株の特性を踏まえて当該事務連絡を改定したものが「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」になります。 本事業において特に関連する点は、高齢者施設(ハイリスク施設)と通所・訪問系事業所(事業所等)の取り扱いが分けられている点であり、通所・訪問系事業所は、積極的疫学調査の対象とならない場合があり、その場合は濃厚接触者の特定及び行動制限が行われないこととなります。
12	対象経費	事務連絡内の「ハイリスク施設」には、どの対象施設等が含まれるのか。	要綱別表における「入所施設・居住系サービス」に該当するものは含まれます。「短期入所系サービス」と「多機能型サービス」については、実態を踏まえ本市の感染症対策担当部署にて個別に判断いたします。
13	対象経費	補助対象となる受検者の範囲は。	本事業は新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の、対象施設等における職員又は利用者を対象としております。ただし、対象施設が利用者の家族分も負担した場合は、その対象経費とします。
14	対象経費	感染者が発生していない時点で、施設内一斉検査を実施した場合(スクリーニング的な実施)、補助金の対象となるか。	感染者が未発生時点での検査は、本事業の対象外です。
15	対象経費	同一対象者が2回受検した場合、どちらも対象経費として申請してよいか。	本事業は、原則、行政検査の対象とならなかった職員または利用者等が、感染の有無を確認するための検査を対象にしていることから、職場復帰時の抗原定性検査を除き、お一人の方が複数回受検されることは基本的に想定しておりません。

No.	区分	ご質問	回答
16	対象経費	医療機関でのPCR検査ではなく、PCR検査キットの購入も補助の対象となるか。	検査キットの購入費用も本事業の対象となります。ただし、予備的な購入のみで未使用の場合は対象となりません。※予備的に購入した後、陽性者が発生しその検査に使用した場合は、当該検査キットの購入も対象となります。
17	対象経費	受検時の陰性証明書等の発行料金は対象となるか。	本事業の対象経費は検査に要した経費であるため、陰性証明書の発行料金等は対象とはなりません。
18	対象経費	対象となる検査に「TMA法」による検査は補助の対象となるか。	対象となります。「TMA法」を含め、核酸検出検査(=PCR検査)に該当する各検査方法は、第4条(対象となる検査)(1)に含まれるものと判断します。
19	対象経費	保健センターによる濃厚接触者の特定がなされる前、あるいは保健センターより濃厚接触者であると判定を受けた後に、行政検査を待たず自主的に検査を行った場合の検査費用は補助の対象となるか。	原則、対象となりません。濃厚接触者と判定された方は行政検査対象者となるため、その方にかかる検査費用については、本補助金の対象経費となりません。ただし、令和4年1月18日以降(愛知県の感染症分類レベル2が解除されるまでの間)に実施されたPCR検査等については、補助対象となる場合があります。なお、上記期間外でも、保健センターより、行政検査の調整が困難であり施設等において自主的に検査を実施するよう指示があった場合は対象となる場合があります。
20	対象経費	「職員」に業務委託先の職員は含まれるか。	対象となります。(新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金も同様) 例:通所リハの送迎業務を業務委託している場合の送迎職員
21	補助対象者	「同一建物内の併設事業所」の具体的な範囲は。	対象施設と同一建物内に所在する当該補助対象事業者が運営する別の事業所を指します。なお、事業所の範囲は同補助事業を行う介護サービス、障害(児)者サービスに限定します。
22	補助対象者	なぜ同一建物の併設を含めたのか。	感染者が発生した事業所のみならず、物理的・空間的に密接した事業所まで対象を上げたものです。
23	補助対象者	補助対象は感染者が発生した対象施設等に限定されるのか。濃厚接触者のみが発生した事業所や感染者の発生した事業所と連携した事業所は含まれないのか。	本事業は感染者が発生した対象施設及び当該対象施設と同一建物内の併設事業所に限定されます。